

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第9号、旭川市徽章についてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、判断保留の会派に判断できる状況にあるか確認いたします。

日本共産党。

○まじま委員 判断できます。

○えびな委員長 それでは、全会派が判断できるとのことでございますので、陳情第9号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたくと思います。

それでは大会派順に、自民党・市民会議。

○たけいし委員 自民党・市民会議といたしましては、陳情者の願意には沿い難く、本陳情につきましては不採択と判断させていただきます。

以下、簡潔に理由を述べます。

紋章とは、時代とともにその意味合いが変化し、多様な解釈が可能となるものであって、必ずしも軍国主義の象徴としてのみ解釈されるべきではないかと思えます。それを旭川市の徽章にまで遡及的に適用して、いわゆる侵略戦争や植民地支配の美化と断定するのは、過度な解釈であると考えます。

また、当時の時代背景やデザインの意図を考慮すると、日本の象徴として、または旭川市の発展を願う意味合いが込められていたと解釈することが自然であると思えます。

以上の理由から、我が会派といたしましては、願意に沿い難く、陳情第9号につきましては、不採択とすべきと判断させていただきます。

以上であります。

○えびな委員長 続きまして、民主・市民連合。

○上野委員 私たち民主・市民連合は、結論から申しますと、願意に沿い難く、不採択といたします。

簡略にお話を申し上げますと、陳情者の要旨については十分理解できるところでございますが、新たに徽章を制定するまでの理由となるかどうかということについては、そうは感じないということで、会派として結論に達しました。

したがって、願意に沿い難く、不採択といたします。

○えびな委員長 次に、公明党。

○皆川委員 公明党会派といたしまして、陳情第9号は、願意に沿い難く、不採択と判断いたしました。

以下、簡潔に理由を述べたいと思えます。

旭川市の徽章は、本市の象徴として、長年にわたって、市の歴史とともに歩んできたものであり、市民の間で認知され、広く親しまれております。

旭川市旗が昭和45年9月18日に制定された際に、その旗に対する徽章の位置や大きさ、使用すべき色の規格について規定し、徽章制定時にはない説明を加えております。星は、先人が厳しい風雪に耐え、幸せを求めて敢然と立ち向かった辛苦の歴史を見守り、未来に希望を託した北斗星を表し、北の都市、旭川市を象徴していると。星の5つの稜角は、5章から成る市民憲章と、雄々しく躍進する旭川市を表し、白色は、雪と氷の厳格な風土を表し、濃い赤は、北海道の中央で燃え続けている開拓者精神と市民の不屈のエネルギーを、というふうに続きます。北海道の中心都市として、濃い赤色で旭川市を表現したものでありまして、特定の歴史観を肯定、否定するものではなく、これを変更し、新たな徽章を制定する理由には当たりません。

以上の理由から、陳情第9号は願意に沿い難く、不採択と判断いたします。

**○えびな委員長** 日本共産党。

**○まじま委員** 日本共産党は、陳情第9号、旭川市徽章については、願意に沿い難いと判断いたしました。

簡潔にその理由を述べます。

この間、質疑もさせていただきました。旭川市の徽章の赤色については太陽であること、徽章の赤色の日章は国旗の日の丸には由来していないという市の認識でありました。

また、徽章はシンボルマークとして、公の行事等に使われていること、広く市民に定着していることなどの理由から、以上をもって、陳情第9号、旭川市徽章については、願意に沿い難いと判断をさせていただきました。

**○えびな委員長** 続いて、旭川市民連合。

**○植木委員** 旭川市民連合では、この陳情第9号につきまして、願意に沿い難く、不採択という判断でございます。

簡潔に理由を述べますと、今回、いろいろな考え方がある中で、出された方の思いに対して理解できる部分も多々あるんですけれども、やはり、赤い丸という一つのモチーフ、要素をもってして、そういった角度からだけの判断というわけではなく、やはり、広く、長年親しまれてきた徽章でありまして、その一つの要素をもってして、旭川の徽章がそういった意味を持つということにはならないということでもあります。

以上です。

**○えびな委員長** それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第9号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

**○えびな委員長** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第9号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○えびな委員長** それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第12号、臓器移植に関わる不正な臓器取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等

を防止するための法整備等を求める意見書の提出を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、判断保留の会派に判断できる状況にあるか確認いたします。

まず、民主・市民連合。

○上野委員 もう少し時間をいただきたいと思います。判断できません。

○えびな委員長 続きまして、公明党。

○皆川委員 判断できます。

○えびな委員長 日本共産党。

○まじま委員 まだ判断できる状況にはありません。

○えびな委員長 まだ判断できない会派がありますことから、今回は保留といたします。

次に、陳情第13号、市民とともにいじめ、自殺、児童虐待、犯罪等を減らす取組についてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派に確認いたします。

自民党・市民会議。

○たけいし委員 判断できません。

○えびな委員長 民主・市民連合。

○上野委員 判断できません。

○えびな委員長 公明党。

○皆川委員 まだ判断できません。

○えびな委員長 日本共産党。

○まじま委員 判断できません。

○えびな委員長 旭川市民連合。

○植木委員 判断できません。

○えびな委員長 こちらもまだ皆さん判断できないということでございますので、今回は保留といたします。

次に、2、令和7年第2回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第2号、議案第5号、議案第6号及び報告第1号の以上4件につきまして、理事者から説明願います。

○河端消防長 それでは、消防本部に関わります議案第2号及び報告第1号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、議案第2号、旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る加算額を改正しようとするものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日とし、令和7年4月1日から適用しようとするものでございます。

次に、報告第1号、専決処分報告につきましては、本年1月20日、市内南2条通21丁目に

において、旭川市消防団第3分団詰所の屋根から落下した雪が隣接する共同住宅の敷地内に設置していたポールライトに当たり、損害を与えたもので、その損害賠償の額を5万円と定め、3月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は50%でございます。

地方自治法第180条第2項の規定により御報告を申し上げます。

以上が消防本部に関わる議案の説明となります。よろしくお願いいたします。

**○松本総務部総務監** 議案第5号及び議案第6号の以上2件につきまして、順次、提案理由を御説明させていただきます。

初めに、議案第5号、契約の締結についてでございます。本案は、工事名、旭川空港侵入警戒センサー電気設備工事につきまして、契約金額2億6千950万円で、株式会社クマザキ電工ほか2社で構成するクマザキ・大東・中央共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第6号、変更契約の締結についてでございます。本案は、令和6年6月24日に議決いただきました、工事名、旧総合庁舎解体工事につきまして、基礎くい解体撤去を取りやめることに伴う設計変更に対処するため、契約金額7億9千607万円を7億5千237万66円に改めようとするものでございます。

なお、基礎くいがなかったことによる構造上の安全性についてでございますが、旧庁舎の工事を始めたところ、支持基盤が良好で、基礎くいが不要であると判断したものと推測されるところであり、安全性は保たれていたものと考えているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**○えびな委員長** ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○えびな委員長** なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思いません。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について及び旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更についての以上2件について、理事者から報告願います。

**○熊谷総合政策部長** 旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について御報告いたします。

総合戦略については、令和6年12月2日の総務常任委員会で御報告させていただきましたとおり、令和6年度に第2期戦略が終了することから、これまで第3期戦略の策定作業を進めてきたところであり、このたび、第3期戦略の策定が終了いたしましたことから、本日、資料を配付しております。あわせて、本市の人口動向を分析し、将来展望を示す人口ビジョンにつきましても数値の更新等所要の時点修正を行い、令和7年3月に旭川市人口ビジョン（改訂版）を策定し、資料を配付しております。

総合戦略については、人口減少の抑制とこれにつながる経済活性化などを目的として策定するものであり、前回の総務常任委員会で御報告させていただきましたとおり、第3期戦略の内容といたしましては、第2期の基本目標を維持した上で、社会情勢の変化等を踏まえ、子どもの貧困対策やいじめ防止対策、女性活躍、DX、GX、デザイン思考など、新たな要素を取り込んで内容の充実

を図りました。策定に当たりましては、旭川市総合戦略検討懇談会における有識者意見を参考にし、第2期戦略の評価、検証などの経過を踏まえ、基本計画案を作成し、昨年12月19日から本年1月24日までの意見提出手続とともに、こども基本法第11条に基づき、新たに子どもの意見募集を行った上で策定いたしました。

なお、意見提出手続においては34名、子どもの意見募集においては32名の子どもたちから意見が寄せられ、その中で、公園、遊び場の充実に関する意見が多かったことなどを踏まえ、21ページのキの健幸福祉都市の実現に向けた健康づくりの推進に、公園遊具の更新に関する要素を追加するなど反映しております。

人口減少の抑制に向けては、今後も出生数の回復とともに、特に若年層の流出抑制と流入促進など、自然減と社会減の両面から取り組む必要があり、総合戦略の各施策に掲げる取組を通じて、誰もが安心して住み続けられ、活気あふれるまちづくりを進めてまいります。

続きまして、旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更について御報告申し上げます。

令和6年の第4回定例会において、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について議決をいただき、周辺8町と変更協約を締結したところでございます。この協約に基づき、このたび、ビジョンについて変更しましたので、その内容につきまして、資料の27ページの具体的な取組の一覧をもって御説明させていただきます。

まず、新たに連携する取組につきましては、26の公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進であります。本取組は、地域が求める人材を育成し、圏域の活性化を図るため、公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し、産学官金連携事業、高大連携事業、生涯学習事業、各種講演会等を実施するものでございます。

次に、既存の取組の変更につきましては2件ございます。1件目は、4の就業マッチング促進事業について、企業情報提供サイトでの圏域の企業に係る情報提供の充実や、旭川しごと探求フェアなど、企業と高校生とのコミュニケーションの場の提供といった連携範囲の拡大などを反映し、取組の内容を変更するものでございます。2件目は、鷹栖町、東神楽町及び東川町と連携をしております27の企業誘致推進事業について、実施主体が旭川地域産業活性化協議会から旭川市企業誘致推進協議会に変更することに伴い、文言の修正を行うものでございます。

連携協約に基づき推進する具体的な取組については、前年度の47件から1件増の48件となり、これらの内容については、ビジョンの29ページ以降に記載しております。

本ビジョンに基づき、今後も1市8町が連携し、圏域のさらなる発展に向け、取組を推進してまいります。

以上、御報告申し上げます。

**○えびな委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○えびな委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、廃校施設の利活用に向けた基本方針の策定について、理事者から報告願います。

**○浅利行財政改革推進部長** 廃校施設の利活用に向けた基本方針の策定について、御報告申し上げたいと思います。

本方針につきましては、少子高齢化、人口減少を背景に、学校施設の統廃合が進み、施設の跡利用が大きな課題となっている中で、廃校施設の利活用を促進するための基本的な考え方を整理したものでございます。

本年1月21日の本委員会で御説明申し上げましたとおり、1月22日から2月25日にかけて、方針案について意見提出手続を実施し、個人3名から3件の御意見を頂戴したところでございます。御意見の内容、御意見に対する本市の考え方は、配付の資料のとおりでございまして、意見内容につきましては、個別の廃校施設の利活用に向けた取組の参考とさせていただくこととしまして、方針案の体裁のみ修正を加えまして、必要な庁内手続を経た後、3月28日付で正式な方針として策定したところでございます。

今後は本方針に基づき、廃校施設の利活用促進に向け、個別施設の課題整理、情報発信の強化等、関係部局間で緊密に連携して各種取組を進めてまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

**○えびな委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○えびな委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市強靱化計画の改定について、理事者から報告願います。

**○内村防災安全部長** 旭川市強靱化計画の改定について御報告をいたします。

資料につきましては、旭川市強靱化計画（令和7年3月改定）（概要版）及び旭川市強靱化計画令和7年3月となります。

旭川市強靱化計画は、大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条の規定に基づく地域計画として、本市では令和2年7月に策定をしておりますが、令和6年度で計画期間を終えることから、国の国土強靱化基本計画及び北海道の北海道強靱化計画の見直しを踏まえ、3月に改定を行いました。

主な改定点につきましては、1月21日の総務常任委員会で説明させていただきましたけれども、新型コロナウイルスなどの感染症や大規模地震の発生を踏まえ、新たなリスクシナリオとして、大規模な自然災害と感染症との同時発生、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす災害関連死等の発生、多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生の3つの観点を追加したことあります。

本計画の改定までのプロセスにつきましては、本市の強靱化を推進するために、庁内各部局の意見等を集約し、改定案を作成、その後、附属機関であります旭川市防災会議委員からの意見の集約、意見提出手続を実施しております。意見提出手続では2件の意見提出を受けましたが、意見を受けての大幅な加筆修正等はなく、改定を実施させていただきました。

今後につきましては、旭川市総合計画と連動して進行管理を行うとともに、社会情勢の変化等を勘案し、計画の見直しが必要な場合は適宜見直しを行ってまいります。

以上で、旭川市強靱化計画の改定について報告を終わります。よろしくお願いたします。

**○えびな委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○えびな委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、日勤救急隊の運用開始について、理事者から報告願います。

**○河端消防長** それでは、日勤救急隊の運用開始について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、日勤救急隊の運用開始に至る経緯についてでございますが、救急需要につきましては年々増加しておりまして、本市の救急出動件数は、令和4年には1万9千49件となり、平成元年と比較すると3倍以上に増加している状況でございます。この間、平成元年当時4隊であった救急隊数を11隊まで増加してまいりましたが、ここ数年のさらなる救急出動件数の増加によりまして、救急隊が現場に到着するまでの所要時間の延伸が顕著となったほか、特に救急出動が集中する昼間の時間帯には、救急隊が不足する状態も増加している状況でございます。このような中、救急需要の対策の一つとして他都市でも導入を進めております日勤救急隊の運用に向けて、昨年4月から暫定運用による検証を行ってきたところでございます。

検証の結果、課題であります現場到着所要時間の短縮や、救急隊の不足解消に大きな効果が確認できましたので、このたび令和7年4月1日から正式に運用を開始したところでございます。

日勤救急隊の運用体制でございますが、運用日時は平日の午前8時45分から午後5時15分までの時間帯で、市役所第二庁舎1階の南消防署に配置をいたします。現在、南消防署に配置している24時間体制の救急隊は継続して運用をいたします。この運用体制により、旭川市内の救急隊数は、平日の昼間の時間帯は、これまでの11隊から12隊へ増隊することになります。

最後に、期待される効果でございますが、時間の短縮や救急隊の不足解消のほか、夜間に運用しないことから、育児や介護などで夜勤することが難しい職員の勤務上の負担軽減になるなど、職域拡大のメリットも期待されるところでございます。

以上が報告の内容となります。よろしくお願いたします。

**○えびな委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

**○まじま委員** 今、報告いただきましたので、何点か確認の意味で質疑をさせていただきたいと思っております。

平成元年と比べて、令和4年の状況では、もう救急の需要が3倍以上になっているということでした。資料も見分けるかと思えますけれども、右肩上がりや救急需要が増加しているということは理解をいたしました。こうした状況に伴って、現在、現場ではどのような影響が出ているのか、伺いたいと思っております。

**○原井消防本部警防課救急担当課長** 主な影響といたしましては、救急隊が現場に到着するまでの所要時間の延伸で、平成30年は平均で8.1分でしたが、令和2年は平均9.2分、令和3年には平均10分となり、令和5年は平均10.6分と延伸してきたところでございます。

**○まじま委員** 到着までの時間が長くなっているということだったと思います。救急車の遅れというのは命に関わる問題でありますから、これは本当に喫緊の課題というふうに思います。

今の報告の中で、平日の昼間の時間帯に救急隊が不足することが触れられたと思っておりますけれども、この辺についての状況についてお示しをいただきたいと思います。

○原井消防本部警防課救急担当課長 特に救急隊が不足する平日の昼間時間に限り、出動可能な救急隊が少なくなる前に、新たな救急出動要請に備え、消防本部の総務課等における救急隊員資格を有する毎日勤務者で予備の救急車を運用し、補強救急隊を編成し、対応してきているところでございます。

その補強救急隊の編成回数ですが、令和2年は13回、令和3年は46回、令和4年は110回、令和5年は192回と増加する状況でございました。

○まじま委員 予備の救急車両を活用した補強救急隊の編成回数、4年間ですね、令和2、3、4、5年と示していただきましたけども、本当にたくさん編成をしていると、そういう状況がよく分かりました。

平日の昼間ということですので、この平日の昼間にどのような救急需要があるのか、お示しをいただきたいと思います。

○原井消防本部警防課救急担当課長 昼夜にかかわらず事故種別として多いのは、急病、一般負傷、交通事故であります。社会全体が動いている日中の時間帯には、人間の活動も増加することから、これらの事故種別による救急需要は多くなるところでございませう。

また、医療機関から医療機関への転院搬送は日中に集中する傾向でございませう。

○まじま委員 様々あることは分かりました。

私が認識を新たにしたのは、医療機関から医療機関への搬送というのが、一定、需要としてあるということでした。入院機能のある診療所から病院へ、あるいは、病院から2次救急とかいろんなケースがあるかと思ひます。患者さんの状態に応じて対応が必要になる、それに伴い、転院搬送が増えるということなんだと思ひます。医療機関が集積した旭川もそうした傾向があるということが分かりました。

次に、昨年4月からの暫定運用による検証の結果、効果があったということでありましたが、その効果について伺ひたいと思ひます。

○原井消防本部警防課救急担当課長 令和6年の4月から12月までの期間で暫定運用の検証を行った結果、現場に到着するまでの所要時間は、令和5年の同期間と比較して平均10.7分から平均10分となり、約45秒短縮されたところでございませう。

また、救急隊の不足状態の目安となる補強救急隊の編成回数につきましては、令和5年同時期と比較し、149回から23回へと大幅に減少し、その効果を評価したところでございませう。

○まじま委員 現場到着所要時間の短縮が図られて、補強救急隊の編成回数が大幅に減ったということでありました。検証結果を見ると効果は出ているということですね。

日勤救急隊の発足に当たっては、消防本部内でどのように意思統一されてきたのか、お伺ひをしたいと思います。

○河端消防長 令和4年の救急出動件数の増加に伴ひまして、現場到着所要時間の延伸や救急隊の不足により、補強救急隊の編成回数が増加したことで、毎日勤務者の業務への影響が出始めたことから、令和5年度に消防本部内の各所属と横断的に検討を重ね、令和6年4月から暫定運用による検証を行うことといたしました。その検証結果を基に、本年2月に開催した、部内での所属長が一堂に会する会議において、日勤救急隊の正式運用について協議し、決定したところでございませう。

○まじま委員 協議されてきたということは、経緯が分かりました。

次に、南消防署に配置をするということだったと思いますけれども、その理由について伺いたいと思います。

**○原井消防本部警防課救急担当課長** 日勤救急隊を南消防署へ配置した理由につきましては、市内中心部で、救急出動件数が多い地区を管轄していること、また、市内全域へのアクセスのよさを考慮したことによるものでございます。

**○まじま委員** 最後になるかなと思いますけども、消防における職員の現在の働き方というのはどうなのかなというふうに思っています、この日勤救急隊を導入することにより期待される効果、救急隊不足の解消や現場到着所要時間の短縮などが述べられていました。既に日勤救急隊を導入されている自治体の状況を見ると、女性の育児からの復帰とか、再任用職員の配置などが行われているということが分かりました。旭川においても同様のことを多分想定されているんだろうと思いますけれども、職員に対する配慮はどのように行われるのか、伺いたいと思います。

**○藤原消防本部長** 育児など、日常生活に事情を持つ職員の人事管理上の配慮についてでございますが、消防職員の中にも育児や介護などで夜勤をすることが困難な職員や、加齢によりまして体力的に不安を抱えるシニア職員もおりますことから、人事異動や人事配置を行うに当たりましては、自己申告による意向の確認と本人との面談を重ねながら、職員それぞれの状況、ライフスタイルを確認しながら、柔軟に対応しているところでございます。

このたび運用を開始します日勤救急隊につきましては、夜間に運用をしませんことから、人事管理を行う上では、そのような職員の多様な働き方の受皿としての役割を担う所属部隊の一つとして位置づけながら、救急需要対策という大きな目的と並行しまして、適切に運用してまいりたいと考えてございます。

**○まじま委員** 人口減少が進んでいる一方で、それでも救急需要は増えているということですね。超高齢社会だし多死社会ということで、こうした救急隊の搬送件数というのは、今後も大きくなるということが見込まれる中で、今回日勤救急隊を発足させるということですので、大変だとは思いますが、ぜひしっかり対応していただきたいと思います。

最近では、「119エマージェンシーコール」ということで、ドラマでもそういう現場を取り上げることがあったと思います。本当に緊張する中で対応されている皆さんの御苦労というのは、計り知れないものがあると思っていますけども、引き続き市民の命を守るという立場で頑張っていたきたいと思います。

以上で終わりたいと思います。

**○えびな委員長** 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

**○えびな委員長** なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○えびな委員長** それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前10時34分